観音寺公共職業安定所面接会会議室使用規定

1. 最低１ヶ月前までに会議室の空き状況を確認し、面接予定の求人番号及び当日の面接担当者氏名をハローワークに連絡の上、予約を行うこと。また、担当者に変更があった場合はその都度ハローワークへ連絡すること。

2. 面接予定求人は面接会当日で有効中のものであり、かつ就業場所が原則観音寺所管内のものとする。

3. 同事業所において、面接会は原則３か月に１回の開催を限度とする。

4 .面接会当日において、ハローワークの相談窓口から案内する求職者についても対応すること。

5. 派遣登録のみを目的とする者については対象外とする。

6. 原則、正規雇用求人のみを面接会の対象とする。

7. 面接会における会議室の利用は原則２時間とする。

8. キャンセルの場合は、原則前日の１５時までにハローワーク観音寺に連絡すること。

9. 当日の遅刻、早退の際は、必ずハローワーク観音寺に連絡すること。

10. 当日の面接（面談）結果はハローワーク観音寺に報告すること。

※ 8 および 9 について事前に連絡がなかった場合は、今後の面接会の開催をお断りすることがあります。